# 相双地域保健医療福祉推進計画改定の概要

## 1. 計画の基本的事項

#### 【計画改定の趣旨】

相双地域保健医療福祉推進計画は、新たに策定された「福島県総合計画」及び 改定後の「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の内容を踏まえながら、相双地域 の実情に合わせて、より効率的・効果的に施策を推進するための改定。

> 福島県 総合計画

令和3年10月策定

福島県 保健医療福祉復興ビジョン

令和4年3月改定

相双地域保健医療福祉推進計画

#### 【改定後の計画期間】

令和4年度~令和12年度の9年間

#### 【目指すべき将来の姿】

保健福祉部及びこども未来局では、現在の子どもたちが親の世代になる30年先を 視野に、復興を成し遂げ、地方創生を実現し、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉により支えられている、この理想のふくしまを目指し、長期的な展望に基づき施 策を展開。

## 2. 相双地域の現状

【国勢調査による相双地域の人口(現住人口)】(令和2年10月1日現在)

- ・平成22年~平成27年 195,950人→111,945人へと減少 (△84,005人)
- ・平成27年~令和2年 119.577人へと増加(+7.632人)

#### 【避難者数】(令和4年4月1日現在)

	市町村	全住民(人)	避難者数(人)		NE + + 44 chul A / O / N
			県内	県外	避難割合(%)
	相馬市	33,568	-	-	-
	南相馬市	58,004	1,506	2,210	6.4
	広野町	4,678	413	99	10.9
	楢葉町	6,681	2,376	427	41.9
	富岡町	11,920	8,113	1,914	84.1
	川内村	2,393	352	70	17.6
	大熊町	10,112	7,416	2,325	96.3
	双葉町	5,596	3,655	1,938	99.9
	浪江町	19,758	12,473	6,000	93.4
	葛尾村	1,326	798	52	64.1
	新地町	7,772	0	0	0
	飯舘村	4,942	3,292	171	70.0

#### 【少子高齢化・今後の推計】 (平成22年~令和2年)

・年少人口、生産年齢人口の割合が減少 ・老年人口が<mark>増加</mark> (13.9%→11.3%、60.1%→56.0%) (25.9%→32.8%)

・出生数の減少・死亡数が高い水準で推移

(1,560人→873人) (約2,100人~2,400人)

→今後も人口減少が継続

→少子高齢化が進行

### 【移住者数】

平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 (5年間で10倍に<mark>増加</mark>) 36人 83人 132人 182人 360人

#### 【保健医療福祉分野での特徴】

- ・震災前より生活習慣病の割合が多く、震災後も増加傾向
- ・産婦人科や精神科などの診療科が不足、医師数・看護職員数も震災前の水準まで未回復
- ・放射性物質を理由とする消費者の食品に対する不安の声がいまだにある

## 3. 主要施策毎の背景・課題等

#### 施策 主要施策 背景・課題 ○避難生活を継続している被災者への心身両面での健康支援が必要 (1)被災者支援 復興へ向けた (2) 医療提供体制の再構築 保健·医療福 ○医療機関の再開率が低いことから、医療提供体制の整備が必要 祉の推進 (3) 食品の安全・安心の確保 ○放射性物質への不安解消のため、食品等の安全性の確保が必要 健康を維持、増進するための環境づくりの推進 ○生活習慣病に関する指標が悪い傾向にあるため、予防対策の推進が必要 生活習慣病を予防するための環境づくりの推進 全国に誇れ (3) がん対策 ○健康で自立した生活を継続するため、各種指標の改善や食環境整備の推進が必要 る健康長寿 健全な食生活を育むための食育の推進 (5)介護予防の推進 地域の実現 (6) 難病対策 ○がんによる死亡率が高いことから、がんの予防や早期発見・治療などの対策の推進が必要 医師・看護職員等の医療従事者の確保 地域医療提供体制の確保 (産婦人科・小児科医療) 地域医療提供体制の確保 (精神科医療) 地域医療提供体制の確保 (救急医療) ○震災以前の医療提供体制を回復するための医師や看護職員の確保が必要 質の高い地 域医療提供 ○産婦人科医療、精神科医療などの不足している地域医療体制確保に向けた支援が必要 感染症対策の推進 体制の確保 血液の確保 ○新型コロナウイルス感染症などの新興感染症への徹底した対応が必要 医薬品の有効性・安全性の確保 安心して子 (1) 子育て支援 ○障がいや慢性疾患等を有する子どもや家庭への適切な支援が必要 どもを生み (2) 援助を必要とする子どもや家庭への支援 育てられる ○多くの子育て世帯が、安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進が必要 (3) 子育てを支える社会環境づくり 環境づくり ○相談件数が増加傾向にある DVや児童虐待の被害の防止や、被害者の避難・自立の支援が必要 いきいき暮 一人一人がつながり支え合うことができる地域づくりの推進 (2) こころの健康の支援 らせる地域 介護人材の確保・育成 地域生活移行など障がいのある方への自立支援 ○避難等による社会的孤立や生活困窮等に対し、関係機関の連携による支援体制の整備が必要 共生社会の DVの根絶、虐待防止 推進 ○障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、生活支援に関する体制の整備・充実が必要 (6) 生活支援の充実

誰もが安全で 安心できる生 活の確保

- ○県民生活や社会経済活動を支えるための、安全性や衛生環境の確保が必要
- ○人と動物(犬・猫)との調和ある共生を実現するため、飼い主の意識向上が必要

- (1) 水道水の安全の確保
- (2) 食品等の安全・安心の確保
- (3) 公衆浴場等の衛生状態の確保
- (4) 人と動物の調和ある共生